

書面会議 資料

令和5年度

第1回白岡市学校給食費改定検討委員会会議

教育総務課

令和 5 年度第 1 回白岡市学校給食費改定検討委員会会議次第

1 議 事

議事第 1 号 学校給食費改定（案）

2 そ の 他

参考(1) 令和 5 年度白岡市学校給食費改定検討委員会会議スケジュール

学 校 給 食 費 改 定 案

上段：一月当たりの給食費
下段：一食当たりの給食費

※

区 分		小 学 校	中 学 校
現 行		4,300円	4,900円
		@ 252円	@ 287円
案1	令和3年6月と令和5年6月消費者物価指数の上昇率12.31%	4,829.33円	5,503.19円
		@ 283円	@ 322円
案2	令和3年6月と令和5年6月食材費比較 小学校:物価上昇率13.39% 中学校:物価上昇率13.64%	4,875.77円	5,568.36円
		@ 285円	@ 326円

【算出根拠】

	一 月 当 た り の 給 食 費	一 食 当 た り の 給 食 費
<案1>	《小学校》 4,300円 × 1.1231 = 4,829.33円	4,829.33円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 283円
	《中学校》 4,900円 × 1.1231 = 5,503.19円	5,503.19円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 322円
<案2>	《小学校》 4,300円 × 1.1339 = 4,875.77円	4,875.77円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 285円
	《中学校》 4,900円 × 1.1364 = 5,568.36円	5,568.36円 × 11月 ÷ 188回 ≒ 326円

消費者物価指数を指標とした物価上昇

1 総務省 消費者物価指数(2020 年を100としている)

年月	総合	総合 (生鮮食品除く)	総合 (生鮮食品及びエ ネルギー除く)	食料	光熱・水道
令和3年6月	99.5	99.5	99.2	99.9	101.4
令和4年6月	101.8	101.7	100.1	103.6	115.6
令和5年6月	105.2	105.0	104.4	112.2	108.0

※消費者物価指数とは

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価値等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。

家計の消費構造を一定の物に固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したものです。

2 消費者物価指数の上昇率

比較	計算式	上昇率(%)
令和3年6月—令和4年6月	$(103.6 / 99.9) \times 100$	103.70
令和4年6月—令和5年6月	$(112.2 / 103.6) \times 100$	108.30
令和3年6月—令和5年6月	$(112.2 / 99.9) \times 100$	112.31

令和3年6月の献立を令和5年6月の食材費で計算した場合の比較 【小学校】

日	曜日	献立名			令和3年度 (円) 【A】	令和5年度 (円) 【B】	比較 (円) 【C=B-A】	上昇率(%) 【B/A】
		主食	飲料	副食				
1	火	しそご飯	牛乳	豚肉のしょうが焼き アスパラソテー じゃがいものみそ汁	260.40	282.73	22.33	108.57
2	水	ビビンバ	牛乳	餃子 レンファンタン	249.22	293.43	44.21	117.74
3	木	ツイストパン	牛乳	鶏のコーンフレーク焼き スパゲティナポリタン 千切り野菜スープ	254.10	293.89	39.79	115.66
4	金	かみかみご飯	牛乳	あじのかば焼き もやしのおひたし 高野煮	219.27	252.09	32.82	114.97
7	月	ご飯	牛乳	松風焼き 大根とベーコンのきんぴら けんちん汁	207.53	242.38	34.84	116.79
8	火	食パン (ブルーベリージャム)	牛乳	さわらの五色焼き ウィンナーと小松菜のソテー 肉団子スープ ヨーグルト	299.70	355.15	55.44	118.50
9	水	ご飯	牛乳	厚焼き玉子 中華きゅうり マーボー豆腐	210.46	235.58	25.12	111.94
10	木	メロンパン	牛乳	鶏肉のハーブ焼き 海藻サラダ クラムチャウダー	319.31	355.81	36.50	111.43
11	金	ご飯	牛乳	ミートコロツケ 春雨のピリ辛炒め 小松菜のみそ汁	197.60	213.46	15.86	108.02
14	月	しらなしパン	牛乳	鶏のトマトソース焼き ブロックソーテー しらおかわりシチュー	350.54	391.20	40.66	111.60
15	火	ご飯	牛乳	さけのみそマヨ焼き もやし炒め 油麩と野菜の煮物	243.77	265.07	21.30	108.74
16	水	抹茶きなこ揚げパン	牛乳	ツナサラダ チリコンカン アップルシャーベット	274.14	298.47	24.34	108.88
17	木	ポークカレー	コーヒーミルク	煮玉子 切り干し大根のサラダ	201.56	218.00	16.43	108.15
18	金	野菜ラーメン	牛乳	ジャンボしゅうまい 温野菜	261.73	315.77	54.04	120.65
21	月	ご飯	牛乳	さばの幽庵焼き ごま酢和え 豚汁	187.42	217.48	30.06	116.04
22	火	はちみつパン	牛乳	かぼちゃのミートソースグラタン グリーンサラダ フェジョアードスープ	265.84	299.82	33.98	112.78
23	水	ご飯	牛乳	ししゃも磯辺フライ ごま和え 肉じゃが	205.98	222.84	16.86	108.18
24	木	ハンバーガー	牛乳	いんげんのソテー アルファベットスープ	247.31	274.09	26.78	110.83
25	金	なす南蛮うどん	牛乳	ちくわの二色揚げ ゆでとうもろこし	266.09	321.25	55.16	120.73
28	月	キムたくご飯	牛乳	いかのみりん揚げ こんにやくソテー 根菜汁	259.16	288.91	29.76	111.48
29	火	黒パン	牛乳	フィッシュアンドチップス キャベツとひじきのサラダ チンゲンサイのスープ オレンジゼリー	325.66	367.30	41.64	112.79
30	水	ジャンバラヤ	牛乳	鶏肉のマーマレード焼き ビーフンとキャベツのソテー ふんわり玉子スープ	252.12	298.73	46.61	118.49
平 均					252.68	286.52	33.84	113.39

令和3年6月の献立を令和5年6月の食材費で計算した場合の比較 【中学校】

日	曜日	献立名			令和3年度 (円) 【A】	令和5年度 (円) 【C】	比較 (円) 【E=C-A】	上昇率(%) 【C/A】
		主食	飲料	副食				
1	火	しそご飯	牛乳	豚肉のしょうが焼き アスパラソテー じゃがいものみそ汁	302.50	328.23	25.73	108.51
2	水	ビビンバ	牛乳	餃子 レンファンタン	303.68	358.44	54.76	118.03
3	木	ツイストパン	牛乳	鶏のコーンフレーク焼き スパゲティナポリタン 干切り野菜スープ	285.43	332.81	47.38	116.60
4	金	かみかみご飯	牛乳	あじのかば焼き もやしのおひたし 高野煮	249.17	290.49	41.32	116.58
7	月	ご飯	牛乳	松風焼き 大根とベーコンのきんぴら けんちん汁	238.12	278.37	40.25	116.90
8	火	食パン (ブルーベリージャム)	牛乳	さわらの五色焼き ウインナーと小松菜のソテー 肉団子スープ ヨーグルト	344.16	410.56	66.40	119.29
9	水	ご飯	牛乳	厚焼き玉子 中華きゅうり マーボー豆腐	246.94	276.06	29.12	111.79
10	木	メロンパン	牛乳	鶏肉のハーブ焼き 海藻サラダ クラムチャウダー	353.88	395.09	41.21	111.64
11	金	ご飯	牛乳	ミートコロケ 春雨のピリ辛炒め 小松菜のみそ汁	231.72	250.20	18.47	107.97
14	月	しらなしパン	牛乳	鶏のトマトソース焼き ブロッコリーソテー しらおかわりシチュー	393.96	437.51	43.55	111.05
15	火	ご飯	牛乳	さけのみそマヨ焼き もやし炒め 油麩と野菜の煮物	283.22	308.09	24.87	108.78
16	水	抹茶きなこ揚げパン	牛乳	ツナサラダ チリコンカン アップルシャーベット	295.98	323.15	27.17	109.18
17	木	ポークカレー	コーヒーミルク	煮玉子 切り干し大根のサラダ	229.95	247.77	17.83	107.75
18	金	野菜ラーメン	牛乳	ジャンボしゅうまい 温野菜	296.06	359.15	63.10	121.31
21	月	ご飯	牛乳	さばの幽庵焼き ごま酢和え 豚汁	219.94	255.42	35.48	116.13
22	火	はちみつパン	牛乳	かぼちゃのミートソースグラタン グリーンサラダ フェジョアードスープ	295.89	333.99	38.10	112.88
23	水	ご飯	牛乳	ししゃも磯辺フライ ごま和え 肉じゃが	233.36	252.02	18.66	108.00
24	木	ハンバーガー	牛乳	いんげんのソテー アルファベットスープ	276.61	307.21	30.60	111.06
25	金	なす南蛮うどん	牛乳	ちくわの二色揚げ ゆでとうもろこし	308.96	374.35	65.39	121.17
28	月	キムたくご飯	牛乳	いかのみりん揚げ こんにやくソテー 根菜汁	297.72	331.78	34.07	111.44
29	火	黒パン	牛乳	フィッシュアンドチップス キャベツとひじきのサラダ チンゲンサイのスープ オレンジゼリー	359.86	408.21	48.35	113.43
30	水	ジャンバラヤ	牛乳	鶏肉のマーメレード焼き ビーフンとキャベツのソテー ふんわり玉子スープ	275.81	326.44	50.63	118.36
平 均					287.41	326.61	39.20	113.64

令和5年度白岡市学校給食費改定検討委員会会議スケジュール

8月31日（木）	第1回白岡市学校給食費改定検討委員会会議【書面開催】
9月15日（金）	意見書提出期限
9月中旬	第1回白岡市学校給食費改定検討委員会会議（書面会議）の意見聴取結果を送付
10月2日（月）	第2回白岡市学校給食費改定検討委員会会議【対面開催】
（10月中旬	第3回白岡市学校給食費改定検討委員会会議） ※第2回会議にて改定案がまとまらなければ開催予定
11月中～下旬	第2回白岡市学校給食委員会会議 ※議事にて学校給食費改定案について決議
12月～令和6年1月	小1から中2までの保護者へ周知
令和6年1月	入学説明会にて新入学児童保護者へ周知

○白岡市学校給食委員会規則

平成元年12月 8 日

教委規則第 3 号

改正 平成 7 年 6 月 2 日教委規則第 3 号

平成12年 3 月 7 日教委規則第 2 号

平成14年 3 月29日教委規則第 7 号

平成14年 8 月 9 日教委規則第13号

平成18年 3 月13日教委規則第 2 号

平成24年 3 月28日教委規則第 3 号

平成24年 9 月12日教委規則第 5 号

平成27年 3 月10日教委規則第 2 号

白岡町学校給食委員会規則（昭和53年白岡町教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 白岡市学校給食の円滑な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- （1） 学校給食に係る学校予算及び決算並びに学校給食の実施計画に関すること。
- （2） 学校給食用物資の確保及び物資納入業者の指名に関すること。
- （3） 学校給食費の決定及び徴収に関すること。
- （4） その他学校給食の運営に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員40名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1） 各小・中学校の校長及び教職員代表 20名
- （2） 各小・中学校のPTA会長及び給食部門代表 20名

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長1名及び監事2名を置き、会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出するものとする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、各小・中学校における学校給食会計の監査を行う。

(部会)

第6条 委員会に学校給食用物資を選定及び確保するための物資部会及び学校給食の円滑かつ安定した事業推進を行うための運営部会（以下これらを「部会」という。）を置くものとする。

2 部会は、委員のうちから会長が指定する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出するものとする。

4 部会長は、部会を代表し、部会会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

2 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前に委嘱されている委員及び改正後の白岡町学校給食委員会規則により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年度に委嘱する委員の委嘱日の前日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現に役員となっている者は、委員の任期満了の日まで当該役員の職にあるものとする。

附 則（平成7年6月2日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月7日教委規則第2号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月9日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月13日教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日教委規則第5号）

この規則は、白岡町の市制施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

附 則（平成27年3月10日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

白岡市学校給食委員会物資部会及び運営部会管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白岡市における学校給食の円滑かつ安定した事業推進のために設置された物資部会及び運営部会（以下「部会」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 物資部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食用物資の選定及び事項について検討する。
- (2) その他学校給食の推進及び確保に関すること。

2 運営部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食業務の民間委託に関すること。
- (2) 学校給食費に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他学校給食の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 物資部会は、委員20名以内をもって組織する。

2 物資部会の委員は、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）の委員で、次に掲げる者のうちから、委員会会長が指名する。

- (1) 小学校及び中学校の教職員代表
- (2) 小学校及び中学校のPTA給食部門代表

3 運営部会は、委員13名以内をもって組織する。

4 運営部会の委員は、委員会の会長、副会長、校長会会長及び各校1名の委員で組織し、各校の委員は、委員会会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、委員の互選により選出するものとする。

2 部会長は、会務を整理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育総務課長と協議して部会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月12日）

この規程は、白岡町の市制施行の日（平成24年10月1日）から施行する。

附 則（平成27年2月10日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和5年度白岡市学校給食委員会運営部会委員名簿

学 校 名	氏 名	備 考
篠津小学校	高野谷 恵 子	PTA 給食部門代表
菁莪小学校	小 島 麻 衣	教 職 員 代 表
	齋 藤 俊 明	P T A 会 長 (白岡市学校給食委員会会長)
大山小学校	村 松 淳 一	学 校 長
南 小 学 校	村 上 直 美	教 職 員 代 表
西 小 学 校	坂 村 ひかり	教 職 員 代 表
白岡東小学校	天 谷 佐知子	学 校 長
篠津中学校	小 暮 真沙美	教 職 員 代 表
	柳 和 志	P T A 会 長 (白岡市学校給食委員会副会長)
菁莪中学校	新 井 範 夫	学 校 長 (白岡市小中学校長会会長)
	澤 村 弥 絵	PTA 給食部門代表
南 中 学 校	守 屋 絵里子	PTA 給食部門代表
白岡中学校	佐々木 徹	P T A 会 長

【参考】

白岡市学校給食委員会物資部会及び運営部会管理運営規定第3条第3項及び第4項により、学校給食委員会委員のうち、13人以内の委員で組織される。

令和5年度第1回白岡市学校給食費改定検討委員会会議

議事の概要

1 議事【意見聴取事項】

議案第1号 学校給食費改定（案）

令和5年7月4日（火）開催の令和5年度第1回白岡市学校給食委員会会議において報告しましたとおり、物価高騰に伴う学校給食費の現状は、現在の学校給食費を維持したままでは、学校給食を運営することが大変難しい状況にあります。

このため、令和6年度以降の学校給食の実施回数や質を維持し、安定した事業推進を行うため、白岡市学校給食費の改定について検討するものです。

【学校給食費改定案】（資料P1）

2つの学校給食費の改定案を示しました。

(1) 案1

消費者物価指数を指標として算出した上昇率12.31%を現行の学校給食費の月額に乗じて、改定額を算出しました。

小学校	月額	4,829.33円	現行から	529.33円値上げ
	1食あたり	283円	現行から	31円値上げ
中学校	月額	5,503.19円	現行から	603.19円値上げ
	1食あたり	322円	現行から	35円値上げ

(2) 案2

令和3年6月に実施した献立を令和3年6月と令和5年6月の食材単価にてそれぞれ食材費を算出し、物価上昇率を現行の学校給食費の月額に乗じて、改定額を算出しました。

小学校	物価上昇率13.39%			
	月額	4,875.77円	現行から	575.77円値上げ
	1食あたり	285円	現行から	33円値上げ
中学校	物価上昇率13.64%			
	月額	5,568.36円	現行から	668.36円値上げ
	1食あたり	326円	現行から	39円値上げ

※ 学校給食にて使用している食材費から算出した案2の金額を改定金額にしたいと考えています。

【消費者物価指数を指標とした物価上昇】（資料 P 2）

案 1 に採用した上昇率 12.31% の算出根拠の参考資料です。

総務省から示される 2020 年基準消費者物価指数（令和 5 年 6 月分）にて、上昇率を算出しました。

令和 3 年 6 月と令和 5 年 6 月の食料（生鮮食品を含むすべての食料）消費者物価指数を資料のとおり計算し、消費者物価指数の上昇率を算出しました。

【令和 3 年 6 月の献立を令和 5 年 6 月の食材費で計算した場合の比較】
（資料 P 3～4）

案 2 に採用した小学校物価上昇率 13.39%、中学校物価上昇率 13.64% の算出根拠の参考資料です。

令和 3 年 6 月に実施した献立について、令和 3 年 6 月の食材単価と令和 5 年 6 月の食材単価にて 1 食あたりの平均金額を算出し、令和 3 年度から令和 5 年度への上昇率を算出しました。

算出資料については、給食実施回数が年間で一番多く、前回学校給食費を改定した平成 26 年度に改定案の算出に活用した 6 月の学校給食献立内容にて、学校給食費の 1 日平均金額を算出しています。

※ 議案第 1 号については、別添「令和 5 年度第 1 回白岡市学校給食費改定検討委員会会議意見書」にて各学校の意見を取りまとめて提出してください。
各学校の意見の取りまとめ方法は、各学校の状況に応じて会議等開催するなど、意見聴取に御協力ください。

次のページへ

2 その他【報告事項】

参考(1) 令和5年度白岡市学校給食費改定検討委員会会議スケジュール (資料P5)

今後の学校給食費改定検討委員会会議については、参考資料のとおり予定しています。